

# 北九州市内部統制基本方針

地方自治法第150条第1項の規定に基づき、財務に関する事務その他総務省令で定める事務について、内部統制の目的である①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全を達成するため、内部統制体制の整備及び運用に関する基本方針を次のように定めます。

## 1 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行を確保するため、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるよう事務手順の標準化・明確化を行います。

## 2 報告の信頼性の確保

報告の信頼性を確保するため、それぞれの業務プロセスにおいて、正当な手続きに基づき、情報の適切な保存及び管理を行います。

## 3 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人ひとりが根拠法令等を理解し、事務を執行します。

## 4 資産の保全

資産の保全のため、市が保有する資産の現状等を的確に把握し、資産の取得、使用及び処分に関して正当な手続き及び承認の下に行います。

この基本方針に基づき、上記4つの目標の達成にむけて実効性を高めるため、内部統制体制を整備・運用し、評価を行います。なお、評価結果について、評価報告書を作成し、公表します。

令和6年4月10日

北九州市長 武内和久